**登録電気工事業者の登録行政庁の変更に必要な書類**

|  |
| --- |
| 北海道知事（総合振興局長等）の登録を受けている登録電気工事業者は、次の場合で引き続き電気工事業を営もうとする場合は、その旨を知事（総合振興局長等）に届け出なければならない。   1. 二以上の都道府県に営業所を有することとなって経済産業大臣の登録を受けた   とき。   1. 北海道内の営業所を廃止して、他の都府県に営業所を移すこととなって、その   都府県知事の登録を受けたとき。 |

○届出の期間　新たに経済産業大臣又は他の都府県知事の登録を受けたとき、遅滞なく（３０日以内）。

○提出及び連絡先

〒０８５－８５８８ 釧路市浦見２丁目２番５４号

北海道 釧路総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 主査（指導保安）

ＴＥＬ：０１５４－４３－９１８３（直通）

ＦＡＸ：０１５４－４１－０９６７

○届出に必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書　類　名　等 | 備　考 |
| １　登録行政庁変更届出書 |  |
| ２　交付されている登録証 |  |

※登録証については、電気工事業の業務の適正化に関する法律第１５条の規定により北海道知事（総合振興局長等）の登録が効力を失った日から３０日以内に返納しなければならない。

様式第５（第５条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録行政庁変更届出書 | × |  |
| ×受理年月日 | 年　　月　　日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

北海道釧路総合振興局長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては

　電気工事業の業務の適正化に関する法律第８条第３項の規定により、

次のとおり届け出ます。

１　従前の登録の年月日及び登録番号

２　新たに登録をした行政庁、登録の年月日及び登録番号

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　×印の項は、記載しないこと。